

内閣府設置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣府設置法の一部改正（第一条関係）

- 一 内閣府の所掌事務として、1から5を規定するものとする。こと。
 - 1 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。
 - 2 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどること。
 - 3 宇宙開発利用の推進に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）をつかさどること。
 - 4 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関する事務をつかさどること。
 - 5 2から4に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）をつかさどること。
- 二 内閣府に、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができるものとする。

と。

三 内閣府に、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができるものとする。

四 内閣府に、審議会等として、宇宙政策委員会を置くものとする。

五 宇宙政策委員会の所掌事務等

1 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(一) 内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

(1) 宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項

(2) 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

(二) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

2 宇宙政策委員会は、1の(一)及び(二)に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理

大臣又は関係各大臣に意見を述べることができるものとする。

3 宇宙政策委員会は、1の(一)及び(二)に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができるものとする。

4 1から3までに定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 文部科学省設置法の一部改正（第二条関係）

一 文部科学省の所掌事務として、宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものであることを規定するものとする。

二 宇宙開発委員会を廃止すること。

第三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正（第三条関係）

一 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務を、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第

二 二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うものとする。

二 役員の任命の際の宇宙開発委員会の同意等に係る規定を削除すること。

三 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うものとする。

四 中期目標の決定及び変更

1 主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本計画に基づかなければならないものとする。

2 主務大臣は、基礎研究及び基盤的研究開発に関する業務（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るものを除く。）並びに研究者及び技術者の養成等に関する業務（宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務について、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議するものとする。

五 主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全

の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。

六 次の主務大臣を追加するものとする。

1 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等に関する業務（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）であつて宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する成果の普及及び施設設備の供用に関する事項 文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

2 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等に関する業務（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）であつて政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関する事項並びにこれらに関連する成果の普及及び施設設備の供用に関する事項 文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

3 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等に関する業務（宇宙科学に関する学術研究のためのもを除く。）であつて2の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関する事項（宇宙の利用の推進に関するものに限る。）並びにこれらに関連する成果の普及及び施設設備の供用に関する事項

文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

4 三に関する事項 文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

七 独立行政法人評価委員会への意見聴取等

1 業務方法書の認可、中期目標の作成及び変更、中期計画の認可、中期目標期間終了時の検討にあたって、次の業務の区分に応じ、それぞれ次の府省の独立行政法人評価委員会に意見を聴くものとする
こと。

(一) 六の1に規定する業務については、文部科学省、内閣府及び総務省

(二) 六の2に規定する業務については、文部科学省、総務省及び政令で定める府省

(三) 六の3に規定する業務については、文部科学省、内閣府、総務省及び政令で定める府省

(四) 六の4に規定する業務については、文部科学省、内閣府、総務省及び経済産業省

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価及び中期目標に係る業務の実績に関する評価にあたっては、文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の業務の区分に応じ、それぞれ次の府省の独立行政法人評価委員会に意見を聴くものとする
こと。

(一) 六の1に規定する業務については、内閣府及び総務省

- (二) 六の２に規定する業務については、総務省及び政令で定める府省
 - (三) 六の３に規定する業務については、内閣府、総務省及び政令で定める府省
 - (四) 六の４に規定する業務については、内閣府、総務省及び経済産業省
 - 八 宇宙開発に関する長期的な計画に関する財務大臣との協議に係る規定を削除すること。
 - 九 その他
- その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 附則

- 一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を規定すること。（附則第二条から第六条関係）
- 三 所要の規定の整備を行うこと。（附則第七条から第九条関係）